

【総 則】

第1条 表記件名について、表記契約金額をもって、表記契約期間内に、表記履行場所において履行する。

【契約保証金】

第2条 足立区契約事務規則第46条第2項第5号により免除する。

【検査および引渡し】

第3条 工事が完了したときは、足立区の定める検査に合格しなければならない。検査に不合格になった場合は、すみやかにその改造または補修によりこの契約に適合した工事を完了しなければならない。

2 前項において、改造または補修手直しが完了したときは、再度検査を受けなければならない。

3 事業者は、検査に立会わなければならない。立会わなかった場合には、検査の結果について異議の申し立てはできない。

4 第1項の完了検査に合格したときをもって、工事目的物の引渡しが完了するとともに、その所有権が移転する。

【支払条件】

第4条 足立区の検査に合格後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に足立区の指定する金融機関において支払う。

【遅延違約金】

第5条 契約期間内に契約が履行されない場合は、延滞日数に応じて契約金額に年3.1%を乗じて得た額を違約金として、契約金額と相殺する。ただし、違約金の額が100円未満であるときは、違約金を免除し、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

【契約解除に対する違約金】

第6条 契約を解除するときは、契約金額の100分の10に相当する金額を足立区に支払う。この場合において、検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定にあたり契約金額から控除する。ただし、正当な理由によって、契約の解除を申し出た場合は、本条を適用しないことがある。

【契約変更】

第7条 契約内容に変更の必要があるときは、双方協議のうえ変更することができる。

【瑕疵担保責任】

第8条 工事目的物に瑕疵があるときは、別に定める場合を除き、検査合格の日から二年間、その補修または損害賠償の責任を負う。ただし、木造の建物の建築工事請負契約及び設備工事（電気工事、給排水衛生工事、空調工事等をいう。）請負契約の場合は、一年間とする。

【危険負担】

第9条 検査合格前に生じた損害は、すべて事業者が責任を負う。

【損害賠償】

第10条 この契約について足立区または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

【権利義務の譲渡・担保の禁止】

第11条 この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。ただし、足立区の承諾を得たときはこの限りでない。

【委任の禁止】

第12条 この契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委任することはできない。

【秘密保持】

第13条 この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

【疑義の協議】

第14条 この定めおよび仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、またはこの定めもしくは仕様書等に定めのない事項については、足立区と協議のうえ定める。

【足立区契約事務規則の遵守】

第15条 この定めのほか、足立区契約事務規則を遵守しなければならない。